



鳥取県公報

平成 23 年 10 月 18 日(火)
第 8 3 3 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の収納事務の委託 (586) (文化政策課)・・・2 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (587) (障がい福祉課)・・・2 建築士法による指定登録機関の変更の届出 (588) (住宅政策課)・・・2 遊漁規則の変更の認可 (589) (水産課)・・・3 指定居宅サービス事業者の指定 (590) (東部総合事務所福祉保健局)・・・3 指定介護予防サービス事業者の指定 (591) (〃)・・・4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (78)・・・4 個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (79)・・・4
◇ 正 誤	平成23年9月26日付鳥取県告示第548号中訂正・・・5

告 示

鳥取県告示第586号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第55回鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託期間
財団法人米子市教育文化事業団	平成23年10月8日から同月17日まで
日南町	平成23年10月22日から同月31日まで
倉吉博物館協会	平成23年11月7日から同月23日まで

鳥取県告示第587号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医 療機関の名称	指定自立支援医 療機関の所在地	自立支援医療の 種類	指定年月日
株式会社エスマイル 代表取締役 金子 昌司	広島県広島市西 区商工センター 六丁目1-11	杏薬局	倉吉市上井町一 丁目137	育成医療、更生 医療、精神通院 医療	平成23年10月1日
〃	〃	みどり薬局	倉吉市東昭和町 33-1	〃	〃

鳥取県告示第588号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定登録機関から住所及び二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第10条の20第3項において準用する同法第10条の6第3項の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定登録機関の名称
社団法人鳥取県建築士会
- 2 変更した事項
指定登録機関の住所及び二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地

(変更前) 鳥取市田園町三丁目375

(変更後) 鳥取市商栄町195

3 変更年月日

平成23年10月21日

鳥取県告示第589号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合

米子市熊党323-1

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第3号

3 認可に係る変更の内容

日野川水系漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(漁場監視員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>	<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、<u>別記様式第1号による遊漁承認証</u>（以下「<u>遊漁承認証</u>」という。）を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(漁場監視員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 漁場監視員は、<u>別記様式第2号による漁場監視員証</u>を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>

別記様式第1号及び第2号を削る。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成23年10月18日

鳥取県告示第590号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月18日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
坂口設備工業株式会社	デイサービスふくろう	鳥取市行徳三丁目745	平成23年11月1日	通所介護

鳥取県告示第591号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月18日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
坂口設備工業株式会社	デイサービスふくろう	鳥取市行徳三丁目745	平成23年11月1日	介護予防通所介護

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第78号**

平成23年第10回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年10月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成23年10月24日（月） 午後3時30分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 政治団体の収支報告書の保存期間について
 - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第79号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成23年10月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市用瀬町駅前集会所	鳥取市用瀬町宮原38
鳥取市鹿野町古仏谷集会所	鳥取市鹿野町鹿野2217-3

正 誤

平成23年 9 月 26 日付鳥取県告示第548号（特定猟具使用禁止区域の指定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6

行 5

誤 糸録川

正 糸録池